

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔公 印 省 略〕

建設業法施行規則及び建設業許可事務ガイドライン等の改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、本会に対し別紙のとおり通知がありました。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 26 号）が成立し、建設業法第 44 条の 4 及び第 44 条の 5 が削除され、国土交通大臣への建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務が廃止されることとなりました。

また、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成 29 年 3 月 29 日規制改革推進会議行政手続部会）が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト（事業者の作業時間）を 20%削減するための基本計画を策定しており、建設業法に基づく手続についても簡素化を実施することとされております。

これらを踏まえ、今般、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）、「建設業許可事務ガイドライン」（平成 13 年国総建第 97 号）及び「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成 13 年国総建第 99 号）について、経由事務の廃止及び書類の簡素化等に伴う改正を行われました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・ 国土交通省通知文
- ・ (別添 1) 官報
- ・ (別添 2) 建設業許可事務ガイドライン
- ・ (別添 3) 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について

担当) 事業部 木下
電話:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
メール:jigy@zenken-net.or.jp